

京都市上下水道局告示第34号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図書は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成20年3月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 下水を排除すべき区域

- (1) 北区西賀茂下庄田町，上庄田町，蛙ヶ谷のそれぞれの一部
- (2) 伏見区深草勸進橋町の一部
- (3) 山科区勸修寺南大日町，南大日のそれぞれの一部
- (4) 伏見区日野奥出の一部

2 供用開始の日

平成20年3月14日

3 排水施設の位置

- (1) 北区西賀茂下庄田町，上庄田町，蛙ヶ谷のそれぞれの一部
- (2) 伏見区深草勸進橋町の一部
- (3) 山科区勸修寺南大日町，南大日のそれぞれの一部
- (4) 伏見区日野奥出の一部

4 排水施設の合流式又は分流式の別

分流

5 終末処理場の位置及び名称

- (1) 京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地

鳥羽水環境保全センター

(2) 京都市伏見区横大路千両松町255番地

伏見水環境保全センター

(3) 京都市伏見区石田西ノ坪2番地

石田水環境保全センター

(4) 京都市伏見区石田西ノ坪2番地

石田水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)